

令和4年5月1日の浜松市放課後児童会登録児童数及び待機児童数について

1 放課後児童会登録待機児童数

(1) 登録児童数及び待機児童数

(各年5月1日現在)

区	令和3年				令和4年				前年比	
	① 箇所数	②登録 児童数	③ 定員	④待機 児童数	① 箇所数	②登録 児童数	③ 定員	④待機 児童数	③ 定員	④待機 児童数
中区	42	1,899	1,937	109	46	1,993	2,088	73	151	△ 36
東区	26	1,112	1,189	44	27	1,151	1,211	31	22	△ 13
西区	19	916	986	13	20	935	1,026	15	40	2
南区	17	695	834	85	19	781	904	51	70	△ 34
北区	20	845	919	32	22	915	994	68	75	36
浜北区	23	1,069	1,099	59	27	1,165	1,181	23	82	△ 36
天竜区	4	126	129	1	4	131	129	0	0	△ 1
総計	151	6,662	7,093	343	165	7,071	7,533	261	440	△ 82

※ 待機児童数は、受入できなかった児童のうち、引き続き入会希望を継続している児童の数

※ 定員割れの児童会があり、区ごとに集計していることから、③>②でも待機児童が生じる。

※ 児童の利用状況等により、定員を超えて登録を行う場合がある。

(2) 登録児童数内訳

(令和4年5月1日現在、※は令和3年5月1日現在)

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
中区	737	617	456	154	20	9	1,993
東区	431	366	238	89	19	8	1,151
西区	316	277	204	110	24	4	935
南区	311	261	156	47	6	0	781
北区	364	279	184	58	23	7	915
浜北区	361	313	271	142	57	21	1,165
天竜区	49	34	26	18	2	2	131
総計	2,569	2,147	1,535	618	151	51	7,071
	6,251			820			
※令和3年	2,432	2,167	1,371	514	127	51	6,662

(3) 待機児童数内訳

(令和4年5月1日現在、※は令和3年5月1日現在)

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
中区	16	6	13	32	6	0	73
東区	10	6	5	6	2	2	31
西区	1	3	6	4	1	0	15
南区	2	15	25	8	1	0	51
北区	7	7	23	23	8	0	68
浜北区	3	0	1	12	4	3	23
天竜区	0	0	0	0	0	0	0
総計	39	37	73	85	22	5	261
	149			112			
※令和3年	35	36	142	97	28	5	343

2 待機児童解消に向けた対応策

開設場所の確保

- ア 学校施設における余裕教室等の活用
- イ 浜松市立幼稚園等、近隣の公共施設の活用
- ウ その他
 - ・安全確保を踏まえ、民間施設の活用 など

<定員拡大の推移>

(単位：箇所、人)

区分	H29	H30	R1	R2	R3	R4
箇所数	132	134	142	142	151	165
定員数	6,161	6,299	6,527	6,558	7,093	7,533
待機児童数	392	355	471	495	343	261
定員拡大	138	228	31	535	440	
内訳	専用施設建設	-	171	-	256	172
	余裕教室等活用	28	-	46	210	180
	その他	110	57	△15	69	88

〈新規〉子どもの居場所づくり助成事業

こども家庭部子育て支援課
電話：457-2792

（単位：千円）

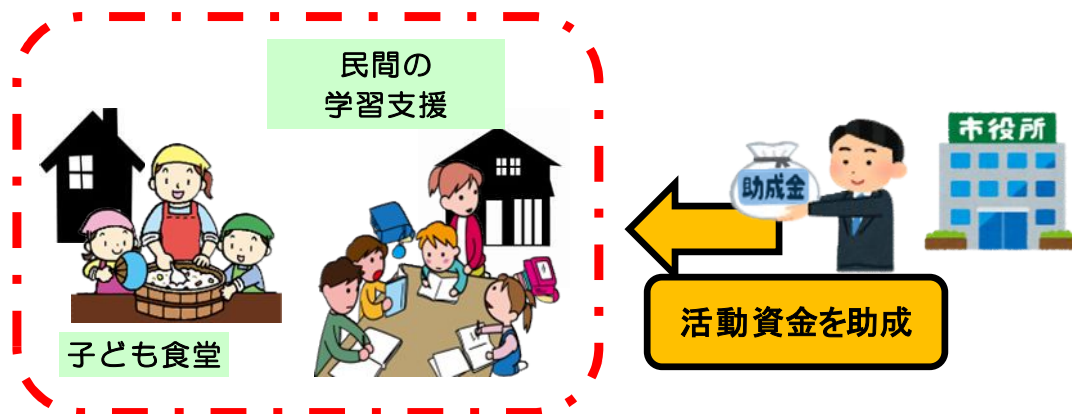
予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	2,968	1,484	0	1,484	0

※子供の貧困対策総合支援事業 18,328 千円の一部

※財源（その他）子どもの未来応援基金繰入金

目的	子どもの居場所（子ども食堂、学習支援等）を提供する NPO 法人等に対し、事業の立上げ及び活動を支援することにより、困窮する子育て世帯に対する支援の充実を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度「子どもの生活実態調査」において、困窮群の 38.7%（一般群 30.7%）が子どもの居場所の利用を希望している。 ・子ども食堂等は、新型コロナウイルス感染症の影響等により活動の継続が難しくなっている。
事業内容	<p>子どもの居場所を提供する NPO 法人等に対する立上げ・活動支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象事業者 子どもの居場所（子ども食堂、民間の学習支援等）を提供する NPO 法人等 2 補助対象経費 子どもの居場所づくりに要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ・新規立上げ支援 新たな事業立上げに要する経費（備品購入等） ・活動支援 会場借上げ費用、食事提供等に要する経費 3 補助率 経費の 1/2 以内 4 補助上限額 <ul style="list-style-type: none"> ・新規立上げ 子供の居場所 1 か所あたり 200 千円 ・活動支援 子供の居場所 1 か所あたり 72 千円／年 複数事業実施の場合 24 千円加算 ※活動支援は最初の申請から 3 回を限度とする

子どもの居場所づくり助成事業イメージ



〈新規〉ヤングケアラー研修推進事業

こども家庭部子育て支援課
電話：457-2792

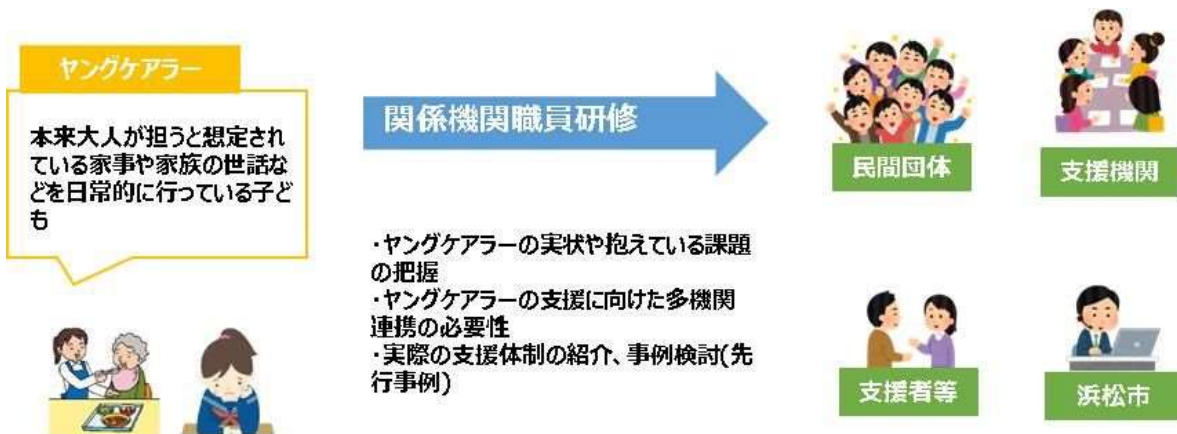
(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	2,046	1,023	0	0	1,023

※児童家庭相談事業 15,037 千円の一部

目的	福祉・介護・医療・教育等の関係機関の職員がヤングケアラーについて学ぶための研修を実施することにより、浜松市のヤングケアラー支援体制を構築する。
背景	厚生労働省は、令和４年度から３年間でヤングケアラーの社会的認知度向上のための集中取組期間とし、当事者団体や支援団体のネットワークづくりを支援する方針を示している。
事業内容	<p>福祉・介護・医療・教育等の関係機関による相互連携強化及びヤングケアラーの把握・発見を確実にできる体制を構築するため、ヤングケアラーの発見や支援策にかかる研修を実施する。</p> <p>1 研修内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーの実状や抱えている課題の把握 ・ヤングケアラーの支援に向けた多機関連携の必要性 ・実際の支援体制の紹介、事例検討(先行事例) <p>2 研修参加者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉、介護、医療等に携わる行政及び民間職員等 ・市民を対象とした公開講座

ヤングケアラー研修事業イメージ



子ども医療費助成制度の見直し

こども家庭部子育て支援課
電話：457-2792

(単位：千円)

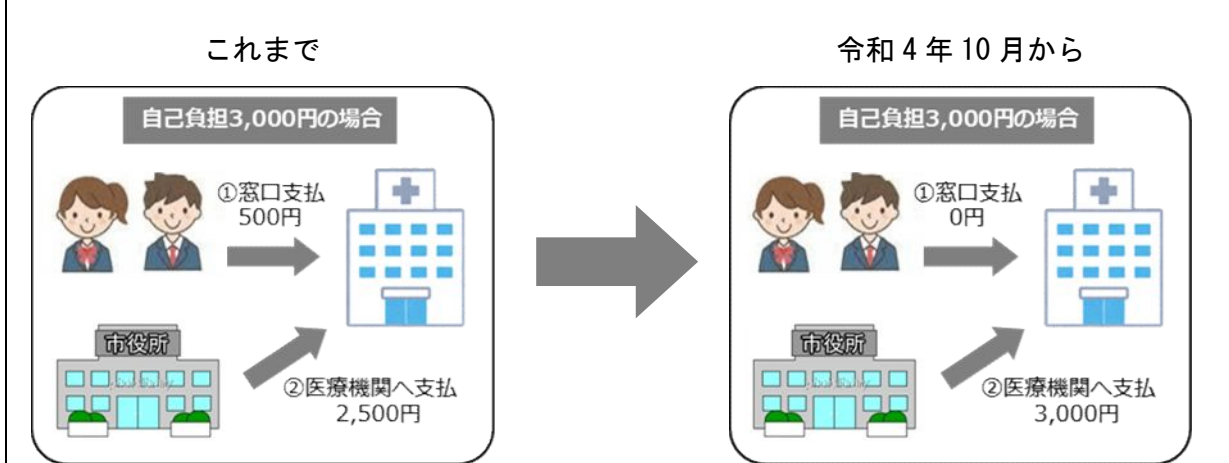
予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	47,088	0	0	0	47,088

※関連課 健康福祉部障害保健福祉課（電話：457-2863）

※子ども医療費助成事業 2,491,824 千円の一部、高校生世代医療費助成事業 403,526 千円の一部、
重度障害児医療費助成事業 186,128 千円の一部、ひとり親家庭等医療費助成事業 254,157 千円
の一部、障害者福祉デジタル運営経費 49,036 千円の一部の合計

目的	高校生までの子どもの入院・通院にかかる自己負担に対する助成制度を見直し、保護者の経済的負担を軽減する。					
背景	新型コロナウイルス感染症の影響等により経済的困難を抱える家庭が増えている。					
事業内容	1 見直し内容					
	種別	乳幼児医療	小・中学生 医療	高校生世代 医療	ひとり親 医療	重度心身 障害児医療
	対象	0歳から 就学前	小1から 中3	中学卒業 から18歳	親と20歳 までの子	手帳所持者等 (うち20歳未満)
	自己負担	これまで	入院…500円/日 通院…500円/回		入院・通院とも 1医療機関500円/月	
	R4年 10月 以降	入院…無料 通院…500円/回 ※ただし、0歳児に限り通院原則無料		入院…無料 通院…1医療機関500円/月 ※ただし、0歳児に限り通院 原則無料		
	2 制度改正時期 令和4年10月診療分より					

入院及び0歳児の通院のイメージ（現物給付）



浜松市学習支援事業

はままつ子どもの学習教室

参加者
募集!!

浜松市では、地域で子どもを支える体制づくりの一環として、地域の支援団体と協力して、学習支援事業を実施しています。『教科書の予習・復習や宿題などの学習で、わからないところを教えてください!』そんな子どもたちに学習支援ボランティアが寄り添い、学びをサポートします。

対象

経済的な理由や家庭環境により学習支援を必要とする
原則小学4年生から中学3年生までの児童生徒のうち希望者

費用

無料

持ち物

学校の宿題や教材、筆記用具など

開催

概ね週1回、2時間程度開催しています



すでに参加している児童生徒がいますので、利用のご希望に添えない会場があります。

◆学習支援事業実施会場 一覧表(各会場定員 15人~25人)

No.	会場	区	所在地	開催曜日及び開催時間	実施団体
1	個別教室のトライ 浜松駅前校	中	鍛冶町	以下①②のうちいずれか1日の2時間 ①月~金曜日 16:00~22:00 ②土曜日 13:00~22:00	(株)トライグループ
2	西部協働センター		広沢一丁目	火曜日・18:30~20:20	(特非) えんあつて
3	勤労会館Uホール		城北一丁目	土曜日・10:00~12:00	(公社) 静岡県母子寡婦福祉連合会
4	個別教室のトライ 富塚校		富塚町	以下①②のうちいずれか1日の2時間 ①月~金曜日 16:00~22:00 ②土曜日 13:00~22:00	(株)トライグループ
5	個別教室のトライ 幸校		幸一丁目	火曜日・17:30~19:30	(一社) みらいTALK
6	JUICE CLASS (MAGICAL PLACE)		幸一丁目	水曜日・18:30~20:30	(福) 浜松市社会福祉協議会
7	北部協働センター		葵東一丁目	火曜日・16:00~20:00	(福) 聖隷福祉事業団
8	和合せいれの里		和合町	土曜日・15:00~17:00	曳馬学習支援ボランティア委員会
9	曳馬協働センター		曳馬三丁目	以下①②のうちいずれか1日の2時間 ①月~金曜日 16:00~22:00 ②土曜日 13:00~22:00	(株)トライグループ
10	個別教室のトライ 曳馬駅前校		曳馬五丁目	木曜日・17:30~20:00	(一社) みらいTALK
11	ひまわりひくまの丘		曳馬六丁目	火曜日・18:30~20:30	(特非) サステナブルネット
12	東部協働センター		相生町	月曜日・18:30~20:30	(特非) サステナブルネット
13	鷺の宮団地内集会所		東	大瀬町	土曜日・16:00~18:00
14	長上協働センター	市野町		木曜日・18:30~20:30	(福) 浜松市社会福祉協議会
15	入野協働センター	西	入野町	水曜日・18:30~20:30	(特非) サステナブルネット
16	和地協働センター		和地町	水曜日・16:00~20:00	(福) 聖隷福祉事業団
17	西区雄踏教室	雄踏町宇布見	水曜日・19:00~21:00	(福) 浜松市社会福祉協議会	
18	白脇協働センター	南	寺脇町	土曜日・13:30~15:30	(福) ほなみ会
19	デイサービスセンター南風		倉松町	金曜日・18:30~20:30	(福) 浜松市社会福祉協議会
20	三方原協働センター	北	三方原町	木曜日・18:30~20:30	(福) 聖隷福祉事業団
21	みをつくし文化センター		細江町気賀	木曜日・16:00~20:00	(一社) みらいTALK
22	聖隷ケアセンター引佐	浜北	引佐町井伊谷	金曜日・18:30~20:30	(特非) サステナブルネット
23	(福)みどりの樹 ループ奏		寺島	水曜日・18:00~20:00	(福) 天竜厚生会
24	浜北文化センター	貴布祢	木曜日・18:30~20:30		
25	中瀬協働センター	中瀬	水曜日・15:00~18:30		
26	二俣協働センター	天竜	二俣町二俣		

◆利用の流れ

①浜松市社会福祉協議会に電話又は下記のQRコードから申し込みをします。

《申込内容》 保護者の氏名、住所、日中連絡が取れる電話番号、参加児童の情報(氏名・性別・学校名・学年)、希望会場

②申込先の社会福祉協議会から、利用希望会場を運営する実施団体へ情報提供します。

③実施団体から、利用希望者へ面談日程等の調整が入ります。

④面談等実施後、利用決定し、ご利用いただけます。

◆問合わせ先

【事業に関すること】

浜松市 子育て支援課
電話:053-457-2793
(平日 8:30~17:15)

◆申込み先

【申込みに関すること・申込み先】

浜松市社会福祉協議会 地域支援課
電話:053-453-0580
FAX:053-452-9218 (平日 8:30~17:15)



「（仮称）浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針」の策定について

1 背景

- ・本市の令和4年4月時点の保育所等利用待機児童はゼロとなり、各家庭がライフスタイルや教育方針に基づき、利用したい就学前施設を選ぶことのできる環境が整いつつある。
- ・一方、将来の人口減少の先には施設の供給過多が見込まれ、働き方や家庭状況に合った多様な施設を効率的に整備することが求められている。
- ・市立幼稚園・保育園の中には、園児数減少や施設の老朽化などの課題がある園が増加している。
- ・昨年度の包括外部監査では、「市立の就学前施設の再編を全体として検討すべき」との報告をいただいている。

2 目的

少子化や人口減少が進行するとともに、幼児教育・保育に対する市民のニーズが多様化する中、一律の基準ではなく地域性等を考慮し、社会動態や保育需要の変化に合わせた持続可能な質の高い幼児教育・保育を実現していくための、市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針を策定する。

3 内容

- ・現状や課題
- ・市立幼稚園・保育園の役割
- ・教育環境の確保や向上に向けた取組
- ・配慮すべき事項 等

4 検討体制

- ・検討会議を設置
構成（案）：こども家庭部・学校教育部・財務部関係課、
市立幼稚園・保育園関係者、学識経験者、
民間保育施設・幼稚園関係者、保護者・地域関係者 等
- ・その他、保護者アンケート等による意見聴取を検討

5 スケジュール

令和4年6月	検討会議設置、検討開始（2か月に1回程度の会議を予定）
令和5年1月	素案の完成
2～3月	パブリックコメントの実施
3月～	修正
5月	修正案の完成
	方針の策定・公表、市民への周知